

公立幼稚園の現状について

平成19年10月31日

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼稚園教育の現状

○幼稚園数・幼稚園児数・教員数

(平成19年5月1日現在:学校基本調査速報)

区 分		合 計		国 立		公 立		私 立	
幼 稚 園 数 (園)		13,723	100%	49	0.4%	5,382	39.2%	8,292	60.4%
在 園 児 数	計 (人)	1,705,408	100%	6,457	0.4%	331,222	19.4%	1,367,729	80.2%
	3 歳 児 (人)	428,934	100%	1,270	0.3%	42,987	10.0%	384,677	89.7%
	うち前年度間入園者数 (人)	33,191	100%	0	0.0%	298	0.9%	32,893	99.1%
	4 歳 児 (人)	613,556	100%	2,586	0.4%	125,089	20.4%	485,881	79.2%
	5 歳 児 (人)	662,918	100%	2,601	0.4%	163,146	24.6%	497,171	75.0%
教員数(本務者) (人)		111,245	100%	339	0.3%	25,017	22.5%	85,889	77.2%

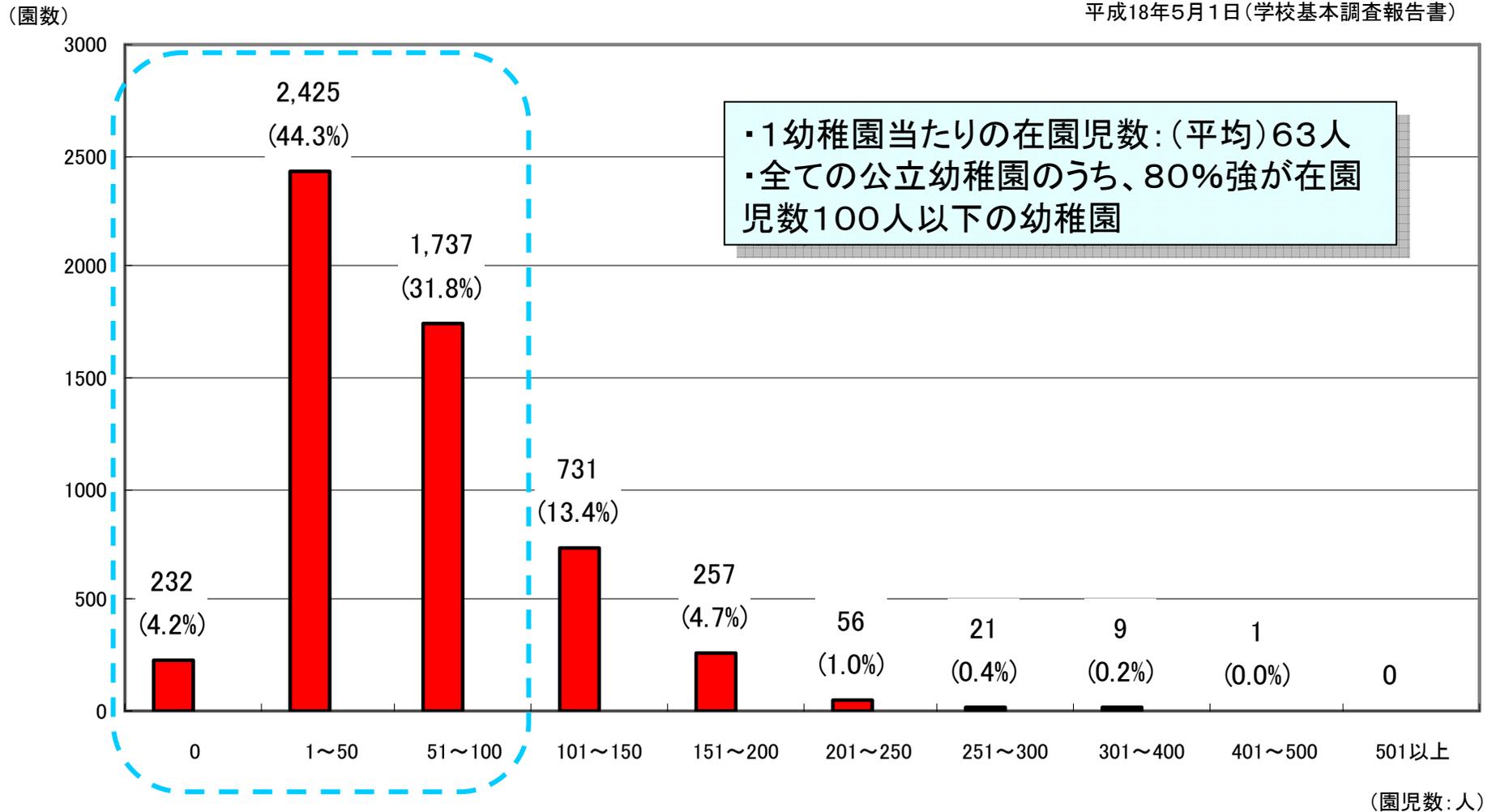
(注)・四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

・「前年度間入園者数」は、前年度に満3歳となった日以降に入園した幼児数である。

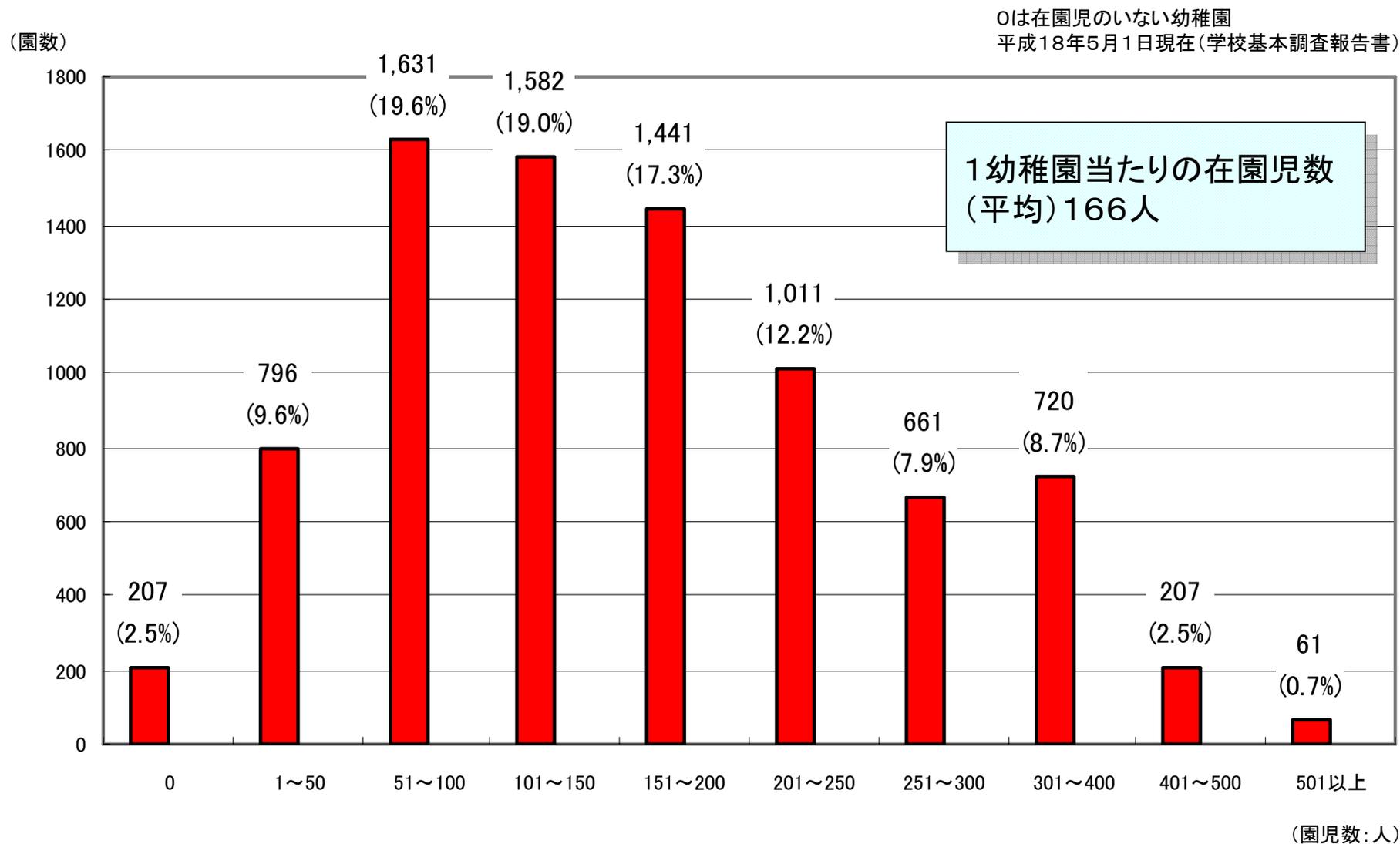
園児数別幼稚園数(公立)

0は在園児のいない幼稚園。

平成18年5月1日(学校基本調査報告書)

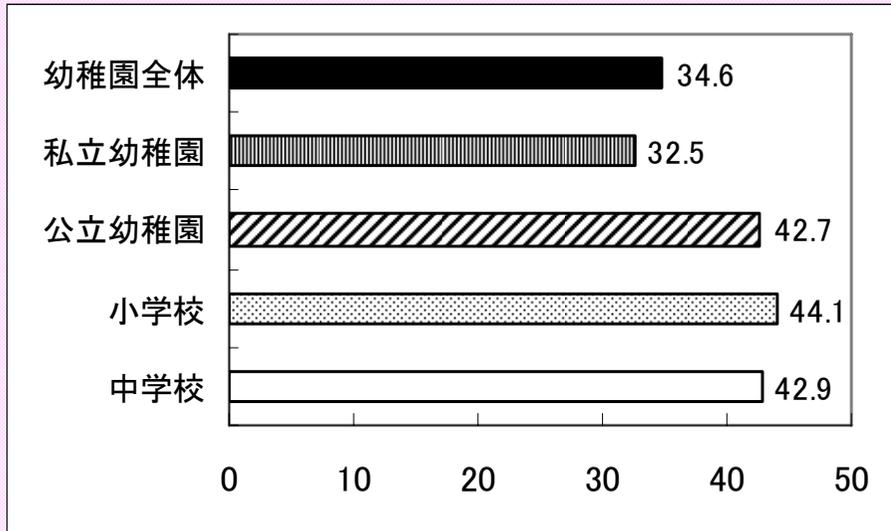


【参考】園児数別幼稚園数(私立)



教員の平均年齢・平均勤務年数の比較

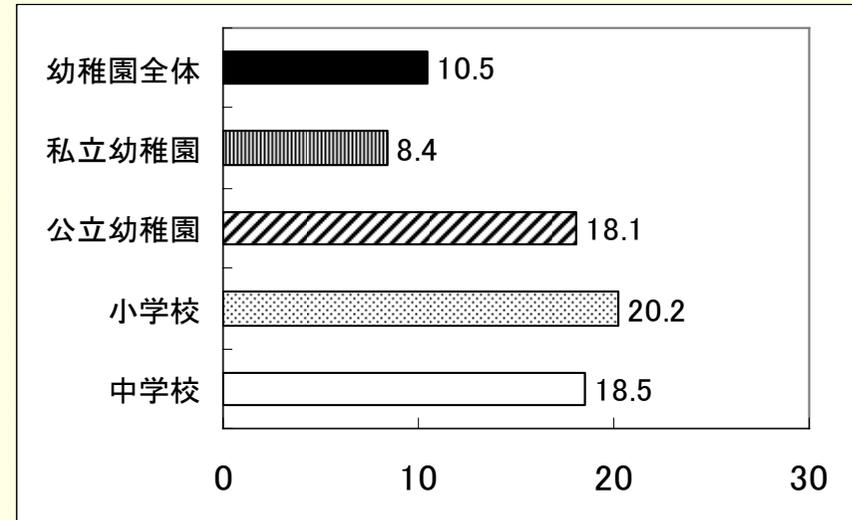
○平均年齢の比較(設置者別)



区分	幼稚園	小学校	中学校
計	34.6	44.1	42.9
国立	40.7	39.8	40.7
公立	42.7	44.1	43.0
私立	32.5	41.8	41.6

※平成16年度学校教員統計調査報告書(文部科学省)による。
 (平成16年10月1日現在)
 ※代替教員及び実習助手を除く。

○平均勤務年数の比較(設置者別)



区分	幼稚園	小学校	中学校
計	10.5	20.2	18.5
国立	16.5	16.1	16.6
公立	18.1	20.3	18.7
私立	8.4	14.8	14.6

※平成16年度学校教員統計調査報告書(文部科学省)による。
 (平成16年10月1日現在)
 ※代替教員及び実習助手を除く。

幼稚園における教育（幼稚園教育要領の抜粋）

第1章 総則

1 幼稚園教育の基本

幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

（以下、略）

2 幼稚園教育の目標

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。
- (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を養うようにすること。

主な幼稚園教職員研修等

○新規採用教員研修

都道府県・政令指定都市が実施する新規採用教員研修について、次のようなモデルを示すとともに、研修事業費や指導員派遣のために必要な補助や研修資料、ビデオ教材の作成配布などを実施。

ーモデルー

- ・園内・園外研修を、それぞれ年間10日間実施
 - ・研修内容
- ①幼稚園の組織と運営など基礎的素養に関すること
 - ②家庭との連携の仕方など学級経営に関すること
 - ③指導計画の作成など教育課程に関すること
 - ④幼児の発達の理解など幼児理解に関すること

○10年経験者研修

平成14年6月の教育公務員特例法の改正により、新たに10年経験者研修について定め、都道府県・政令指定都市が実施する10年経験者研修について、研修の実施に必要な補助を行うとともに、研修のイメージ案、評価項目等の参考例を示した。

○そのほか、関係団体においては、全国、ブロック（北海道、関東甲信越、中国など）、都道府県ごとに自主的に研修を実施。

幼稚園教員の研修に関する主な提言等

○「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月中等教育審議会答申)

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

第1節 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

3 幼稚園教員の資質及び専門性の向上

(1) 幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善

- 採用・処遇の改善による経験豊かな教員の配置を推進することや、経験に応じた研修体系を整備すること、また、子どもの育ちの今日的課題に対応して養護教諭の有効な活用を図ることが望まれる。
- 人事交流や合同研修等が幼稚園教員の資質向上に好影響を与えると考えられるため、小学校教員など他校種の教員や保育所保育士との人事交流、合同研修を推進する必要がある。
- 家庭・地域社会への子育て支援などの今日的課題に対応するために、障害のある幼児等に関する専門性の向上、カウンセリング能力の向上など、養成段階のほか幼稚園の内外における研修による教員の資質向上が求められている。
また、研修機会の拡大、研修内容の充実のために、都道府県教育委員会等が主催する研修への私立幼稚園教員の参加や参画を促進する必要がある。

○「幼児教育振興アクションプログラム」(平成18年10月文部科学省)

第4 目標及び具体的施策

4. 教員の資質及び専門性の向上

(3) 教員研修の改善・充実

①園内研修の改善・充実

国は、園内研修の改善・充実を図るため、日々の教育を反省・評価し週・日案の作成に生かす方法、個々の教育課題の解決を図る研修方法、職員会議の開催方法等の好事例を収集し、普及を図る。

②行政主催研修の改善・充実

(ア) 国は、「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」(独立行政法人教員研修センターにおいて実施)において、幼児教育担当者を派遣するなど、研修内容の充実を図る。

(イ) 国は、地方公共団体等が主催する幼稚園教員の新規採用教員研修・10年経験者研修・園長等専門講座等について、就園前の子どもへの理解、障害のある幼児への適切な指導、幼小連携、カウンセリングを含めた子育て支援等の課題に対応した研修内容への改善・充実が図られるよう努める。

(ウ) 地方公共団体は、その主催する研修に、私立幼稚園教員等の参加を一層促進するとともに、その研修計画等を策定する際に、私立幼稚園団体等関係者の参画に努める。

③幼稚園教育研究団体主催研修への支援

国及び地方公共団体は、当該職員の出前講座等による、幼稚園教育研究団体主催の研修の支援に努める。

第166回国会における教育公務員特例法の改正

○改正教育公務員特例法（平成20年4月1日施行）

（指導改善研修）

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適正等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かななければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（指導改善研修後の措置）

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

○「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日文科部科学事務次官通知)

10 附則第6条について

指定都市以外の市町村の教育委員会において、当該教育委員会が任命権を有する教諭等（幼稚園の教諭等を含む。）の中に児童等に対する指導が不適切な者がいる場合には、当該市町村教育委員会も第25条の2及び第25条の3の「任命権者」に該当し、第25条の2及び第25条の3の措置を講じなければならないこととなる。

しかし、現在、指定都市以外の市町村の教育委員会においては、必ずしも指導が不適切な教員の人事管理システムが十分に整備されているわけではなく、その整備には一定の期間を要するものと考えられる。

このことから、附則第6条においては、指導が不適切な教員の人事管理システムが整備されるまでの間、第25条の2第1項の指導改善研修に代えて「これに準ずる研修その他必要な措置」を講ずるよう義務付けたものであること。

「これに準ずる研修その他必要な措置」とは、例えば、①都道府県や他の市町村で実施している指導改善研修への参加の要請及び派遣、②大学等への派遣などを想定している。